

税務・財務情報 第2903号

平成 29 年度税制改正案 ～所得税・法人税編～

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、
より豊かな人生が送れるものと確信しています。
私どもは、情報を、どう使いこなすか？につつまして、
何らかのお役に立てればと願っております。
情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！
お考えいただき、お分かりにくい点につつまして、弊社の担当者が
お伺いした場合には、一緒に検討させていただきたく存じます。
税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、
少しでも貢献できればと願います。

友 弘 正 人

株式会社トータル財務プラン



税 理 士 法 人 トータル財務プラン
行 政 書 士 法 人 トータル財務プラン
友 弘 正 人 公 認 会 計 士 事 務 所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL: 078-221-7711 / FAX: 078-221-7717

<http://www.topp.ecnet.jp>

e-mail topp@hi-ho.ne.jp

平成 29 年度税制改正案

～所得税・法人税編～

1 はじめに

平成 28 年 12 月に平成 29 年度税制改正大綱が発表されました。今回は、この税制改正案のうち、所得税・法人税の主な改正についての概要をご説明させていただきます。

2 所得税

①配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

A. 配偶者控除

所得控除額 38 万円（住民税の場合は 33 万円）の対象となる配偶者の給与収入金額の上限が 103 万円から 150 万円に引き上げられます。

控除対象配偶者または老人控除対象配偶者（その年 12 月 31 日現在の年齢が 70 歳以上の配偶者）を有する者について適用する配偶者控除の額を以下のとおりとします。なお、合計所得金額が 1,000 万円（給与収入額では 1,220 万円）を超える者については、配偶者控除の適用はできなくなります。

		配偶者控除	
		控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
本人の給与年収	～1,120万円以下	38万円 (33万円)	48万円 (38万円)
	1,120万円超～ ～1,170万円以下	26万円 (22万円)	32万円 (26万円)
	1,170万円超～ ～1,220万円以下	13万円 (11万円)	16万円 (13万円)
	1,220万円超～	0円 (0円)	0円 (0円)

※1. 給与収入以外の収入は無いものとしています。

※2. カッコ内は住民税の控除額です。

B. 配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の給与収入金額が、現行の税制では 103 万円超から 141 万円未満であったのが、150 万円超から 201.6 万円未満に引き上げられます。なお、配偶者控除の場合と同様に、合計所得金額が 1,000 万円（給与収入額では 1,220 万円）を超える者については、配偶者特別控除の適用はできなくなります。

		配偶者特別控除								
		150万円超～ ～155万円以下	155万円超～ ～160万円以下	160万円超～ ～166.8万円未満	166.8万円以上～ ～175.2万円未満	175.2万円以上～ ～183.2万円未満	183.2万円以上～ ～190.4万円未満	190.4万円以上～ ～197.2万円未満	197.2万円以上～ ～201.6万円未満	201.6万円以上～
本人の 給与 年収	～1,120万円以下	36万円 (33万円)	31万円 (31万円)	26万円 (26万円)	21万円 (21万円)	16万円 (16万円)	11万円 (11万円)	6万円 (6万円)	3万円 (3万円)	0円 0円
	1,120万円超～ ～1,170万円以下	24万円 (22万円)	21万円 (21万円)	18万円 (18万円)	14万円 (14万円)	11万円 (11万円)	8万円 (8万円)	4万円 (4万円)	2万円 (2万円)	0円 0円
	1,170万円超～ ～1,220万円以下	12万円 (11万円)	11万円 (11万円)	9万円 (9万円)	7万円 (7万円)	6万円 (6万円)	4万円 (4万円)	2万円 (2万円)	1万円 (1万円)	0円 0円
	1,220万円超～	0円 0円	0円 0円	0円 0円	0円 0円	0円 0円	0円 0円	0円 0円	0円 0円	0円 0円

※1. カッコ内は住民税の控除額です。

C. 適用時期

平成30年分以後の所得税について適用されます。

②積立NISAの創設

A. 内容

現行のNISAが積立型の投資に利用しにくいことを踏まえ、少額からの積立・分散投資を促進する目的で積立NISAが創設されます。現行のNISAよりも年間投資上限額を40万円と小さくする一方で、非課税期間を20年と、より長期化する制度となります。非課税口座内の公募等株式投資信託（※）に係る配当所得及び譲渡所得等が非課税となります。

積立NISAは現行のNISAと選択して適用します。また、非課税期間に売却した場合は、現行のNISAと同様に、売却損失は税金計算上なかったものとみなされ、損益通算等も出来ません。

項目	積立NISA	NISA
対象者	居住者等	20歳以上の居住者等
非課税年間投資上限額	40万円	120万円(平成27年分以前は100万円)
非課税期間	投資した年から最長20年間	投資した年から最長5年間
投資可能期間	平成30年から平成49年	平成26年から平成35年
非課税対象	公募等株式投資信託(※)	上場株式、上場新株予約権付社債 公募株式投資信託、ETF、REITなど
口座の開設と勘定の設定	非課税口座を開設 累積投資勘定を設定	非課税口座を開設 非課税管理勘定を設定

※株式投資信託でその受益権が金融商品取引所に上場等がされているものまたは、その設定に係る受益権の募集が一定の公募により行われたものをいいます。

3 法人税

①所得拡大促進税制の拡充

中小企業者等は、従来どおりの制度を維持しつつも、前期と比較して1人あたりの平均給与が2%多い賃上げ要件を満たす場合には、税額控除額を12%上乘せする措置がされ、最大で22%の税額控除ができます。

中小企業者等以外の法人は、従来の要件に加え、さらに前期と比較して1人当たりの平均給与が2%多い賃上げ要件を満たす場合には、税額控除額を2%上乘せする措置がとられます。

②中小企業者等に対する特例措置の延長等

A. 中小企業投資促進税制

従来の対象資産から器具備品が外れ、適用期間が2年間延長された平成31年3月31日までに取得した資産が対象となります。

B. 中小企業経営強化税制

中小企業投資促進税制の拡充措置として、中小企業経営強化税制が新設されます。概要については以下のとおりです。

		中小企業経営強化税制	
適用期間	H29.4.1からH31.3.31までに取得した資産		
対象資産	・一定の機械装置 ・一定の工具、器具備品 ・一定の建物附属設備 ・一定のソフトウェア ※中小企業経営強化税制の特定経営力向上設備等に該当し、指定事業の用に供したものの限る		
特別償却	取得価額×100%(普通償却含む)		
税額控除 (法人税額の20%限度)	〈中小企業者等〉 取得価額×7%	〈特定中小企業者等〉 取得価額×10%	

選択適用

※特定中小企業者等とは、中小企業者等のうち資本金の額または出資金の額が3,000万円以下の法人等をいいます。

4 最後に

今年度の税制改正では特に大きな改正というものが無く、既存の税制に関する拡充などの内容が多い印象を受けました。

なお、今後の法令通達により内容が変わる可能性がありますのでご注意ください。

何かご不明点などございましたら弊社までお問い合わせください。